



都市公園にかかる政策の話題から

特集

長寿命化に対する国の支援措置が 延長・強化されました

都市公園法の改正により2018年4月から都市公園の遊戯施設などについては、1年に1回の頻度を基本として定期点検を実施すること、および点検で異常を把握したときには、必要な措置を講ずることが公園管理者に義務づけられています。

地方公共団体の公園管理担当部局においては、様々な行政課題への対応が求められる中で、予算の確保に苦労しながら公園施設の点検および修繕などに取り組んでおられるところだと思います。そのような中、国の2019年度予算で公園施設の長寿命化対策に取り組む地方公共団体に対する支援措置が延長・強化されました。それらの活用により、公園施設の「予防保全型」の管理の推進が期待されますので、その概要をご紹介します。

「公園施設長寿命化計画策定調査」の 支援期間が2023年度まで延長

国(国土交通省)では、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減などを目的として、かねてより社会資本整備総合交付金により、地方公共団体の「公園施設長寿命化計画の策定」と、「長寿命化計画に基づく計画的な維持管理・更新」の支援を行っています。

このうち、「公園施設長寿命化計画の策定」にあつては、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、およびその結果に基づく新規策定・変更に必要な費用の2分の1が国から交付されます。また、「公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持管理・更新」にあつては、施設整備に必要な費用の2分の1が国から交付されます。

これらの支援には「公園施設長寿命化計画の策定」が前提となりますが、その新規策定・変更を国が支援する期間は、2018年度末までとされていました。それが、国の2019年度予算において2023年度末まで延長になりました(ただし都道府県と人口10万人以上

の市区町村は、2021年度以降は計画の変更に限る)。

■2019年度予算における国の支援期間の変更点



公園施設の点検および修繕などのための予算確保に苦労されている地方公共団体には、次に紹介するように長寿命化対策事業については、地方財政措置が強化されることも考慮すると、2023年度末までに本事業を活用して長寿命化計画を策定・変更し、公園施設の計画的な修繕・改築に積極的に取り組まれることが推奨されます。

長寿命化対策に取り組む地方公共団体の 地方財政措置が強化

国(総務省)では、公共施設などの老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、地方債計画で一般単独事業の中に「公共施設等適正管理推進事業」(起債充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率:財政力に応じて30~50%)を設け、一般単独事業の「一般事業」(起債充当率75%、元利償還金に対する交付税措置率:なし)よりも、手厚い地方財政措置を行っています。その「公共施設等適正管理推進事業」の対象に、2019年度から都市公園施設の長寿命化事業が追加になりました。

国の補助対象にならない都市公園の整備は、これまで一般単独事業の「一般事業」により対応していましたが、2019年度から公園施設長寿命化計画に基づき適正に管理されている都市公園の長寿命化事業は、一般単独事業の「公共施設等適正管理推進事業」の対象になり、手厚い地方財政措置が行われるため、地方公共団体は事業に取り組みやすくなるものと思われます。

札幌市では公園の管理に日常点検講習会の修了証が必須に

札幌市では、公園の総合維持管理業務を受託しようとする企業は、(一社)日本公園緑地協会とJPFAが開催する日常点検講習会の受講者が、受託業務ごとに担当することを必須としています。各自治体では、従来から日常点検と定期点検により遊具の安全確保に努められてきたところですが、2018年4月から定期点検が都市公園法に位置づけられたことから、日常点検にも知識や技術

が一層求められています。札幌市の取り組みは、時代を先取りした1つの事例であると考えられます。

遊具の日常点検講習会は毎年全国で15か所以上の場所で開催され、既に全国に受講修了者は22,000人以上となっております。JPFAはこれからも様々な形で、日常点検の普及・啓発活動を推進してまいります。

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務 一般競争入札方式委託契約の手引き

(抜粋)

4 入札の参加条件(制限)

(略)

(2) 経験及び資格による制限

(略)

エ 公園の巡視を含む業務の入札に参加する単体、又は特別共同企業体の代表者及び構成員は、(一社)日本公園緑地協会及び(一社)日本公園施設業協会が主催する、平成26年度以降の「遊具の日常点検講習会」を受講した者を各社一人以上有すること。またこの受講した者は、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務の複数の地区の兼任を認めないものとする。



全国の公園で開催されるイベントで安全PRを展開

JPFAでは、支部ごとに取組む安全PR活動として、公園で開催されるイベントに出展しています。

お子さんには塗り絵や輪投げ、クイズ大会などのゲームで楽しんでもらったり、大人の方には「仲良く遊ぼう安全に」のパンフレットや缶バッジ、うちわなどを配布して、遊具での安全な遊び方や安全利用表示の理解促進に努めています。

運営は、ニワトリとひよこのキャラクターの入ったユニフォームを着た会員が、すべて手づくりで行っています。

今年度も全国で出展を計画していますので、見掛けられましたらぜひお声掛けください。



関東甲信越支部・鎌倉中央公園フェスティバル



東京支部・第16回日比谷公園ガーデニングショー2018



北海道支部・全国造園フェスティバル2018

【発行】 JPFA NEWS 第7号 平成31年(2019年)4月1日発行

一般社団法人 日本公園施設業協会

〒104-0043 東京都中央区湊2-12-6

TEL:03-3297-0905 / FAX:03-3297-0906

公式Webサイト: <https://www.jpfa.or.jp>